

「第3期北海道スポーツ推進計画（素案）」についての意見募集結果

令和5年（2023年）2月28日

第3期北海道スポーツ推進計画（素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、4人、1団体から、延べ10件（案と直接関係のない意見1件を含む）のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方
1	<p>（第2章めざす姿と基本方針 1 スポーツを取り巻く環境）</p> <p>国で進める公立中学校等の運動部活動から地域スポーツ活動への移行はしなくてよい。また、第3章「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」に記載する「公立中学校等の運動部活動の地域移行に向け、指導者・運営者や、総合型地域スポーツクラブを含め多種多様な活動の場の確保に努めます。」といった取組はする必要がない。</p>	<p>スポーツを取り巻く環境として、公立中学校等の運動部活動から地域スポーツ活動への移行に関する国の動向を記載したものです。こうした国の動きも注視しながら、本道の将来を担う子ども達がスポーツに継続して親しむことができるよう、機会や環境の充実を図っていくことは重要と考えています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
2	<p>（第2章めざす姿と基本方針 2 基本方針）</p> <p>「スポーツの意義と役割」としてのキーワードとなる「しる」が見えにくいと感じる。北海道の魅力、スポーツの力を「知る」機会をどのように作り出していくのか知恵を絞らなくてはならない。いつ、どこで、どのようなスポーツができるのか「知る」機会を増やすことでスポーツ実施率、障がい者スポーツの実施率を増加させることも期待できる。</p>	<p>スポーツを「しる」に関しては、第3章1「(1) 様々なライフステージに応じたスポーツ活動の推進」において、スポーツ活動・イベントに係る情報発信、医・科学的な観点からの効果の啓発、(2)「子どもの心身の健全な発達と体力向上のためのスポーツ機会の充実」において、学校教育活動を通して、スポーツの様々な効果を「しる」の充実などを記載しています。進め方については、北海道スポーツ未来会議と連携することで、「しる」機会を増やすなど、いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
3	<p>（第2章めざす姿と基本方針 2 基本方針）</p> <p>道内のスポーツリーグの運営上の問題として、①プロスポーツとアマチュアスポーツ運営の障壁、②試合・交流を進めるための会場確保と選手や関係者そして観客の移動（時間と旅費）の困難さ、③選手はもとより指導者や審判・公式記録員といった直接的な人材不足などがあります。これらは、北海道全体のスポーツ状況にも言えるかと思えます。スポーツ参画人口拡大やスポーツによる地域活性化、スポーツをささえる環境づくりを充実化することの困難さは想像に難くありません。</p>	<p>第2章に関して、基本方針として5つを記載し、第3章において、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策を記載しています。施策を実現するためには、多くの課題があることを認識し、本計画の「推進体制」にある、道民、スポーツ団体その他関係者と相互に協力していくこととし、いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
4	<p>（第2章めざす姿と基本方針 2 基本方針）</p> <p>「基本方針3 どころ選手の国際競技力の維持・向上」において、選手の育成、指導者の養成、人材の発掘については、道だけが単独で行っているわけではないため、スポーツ関係団体との連携や、道が「促進」していくとした表現が望ましい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「基本方針3 どころ選手の国際競技力の維持・向上の『促進』」と修正するとともに、方針の説明部分「選手の育成、指導者の養成、人材の発掘等を行う」の前に「スポーツ関係団体と連携し、」を追記し、修正いたします。</p> <p style="text-align: right;">A</p>

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方
5	<p>(第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策 1 スポーツ参画人口の拡大とライフステージに応じたスポーツのあるくらしの充実 (2) 子どもの心身の健全な発達と体力向上のためのスポーツ機会の充実)</p> <p>子どものスポーツの練習に関して、北海道は夏は冷涼な気候であるため、寒い時期に休みを長くし、夏休みを短くしたらよいと思う。他の地域は、夏は暑くて仕方がないため。</p>	<p>本道の気候を理由とした夏季・冬季の休みの期間の設定については、本計画の範囲外となります。</p> <p style="text-align: right;">-</p>
6	<p>(第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策 1 スポーツ参画人口の拡大とライフステージに応じたスポーツのあるくらしの充実 (4) スポーツの観戦・応援の気運の醸成)</p> <p>「現状と課題」において、「本道では、プロスポーツチーム等が複数存在」することが記載され、「今後の方向性」においても、「プロスポーツチーム等が行うスポーツ観戦や応援の機運醸成に関する取組との連携を強化し、促進します。」とあるが、プロスポーツチームに限定したものと見受けられるため、実業団やクラブチームといったプロ以外の社会人チームを含む表現が望ましいと考える。</p>	<p>「プロスポーツチーム等」には、実業団やクラブチームなども含むものと考えていましたが、よりわかりやすい表現として、ご意見を踏まえ、「現状と課題」及び「今後の方向性」において、プロスポーツチームの後に「実業団、クラブチーム等」を加え、例示を修正します。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
7	<p>(第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策 2 北海道ならではの特色を生かしたスポーツによる地域活性化と共生社会の実現 (3) スポーツでつくる優しい共生社会)</p> <p>障がいのある方々が、スポーツをしたくても、周囲の支援、指導者などの人材、受け入れできる施設が少ないなど課題が多いため、障がい者スポーツの振興、発展に繋がるよう理解促進や環境整備やなどの施策に積極的に取り組んでいただきたい。</p>	<p>第3章2(3)の「現状と課題」のとおり、指導者、ボランティア含めた人材、障がい者専用・優先施設といった障がい者がスポーツを行いやすい環境は十分といえない状況を踏まえ、意見と同趣旨で「今後の方向性」を記載しております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
8	<p>(第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策 3 どさんこ選手の国際競技力の維持・向上 (1) 競技力向上に向けたどさんこ選手の強化と指導者の充実)</p> <p>どさんこの青少年を「メダル獲得マシン」にしか考えていないのか。 「勝利至上主義」は、巧みなドーピングの強要や、相手選手側のドリンクへの投薬、十代選手の使い捨て養成等、基本方針「4 スポーツの安全・安心の確保とささえる環境づくり」と矛盾する、極めて不健全な思考なので、設定目標を削除すべきである。</p>	<p>道では、障がいや性別その他の事情に関わらず「自主的」・「積極的」にスポーツに参加でき、ささえあうことができる社会の実現を目指しています。</p> <p>また、国の第3期スポーツ基本計画においても、「スポーツは、様々な形での「自発的」な参画を通じて、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つもの」と捉えた上で、国際競技力の向上に係る施策と目標を設定しており、道としても、どさんこ選手の「自主的」・「自発的」な参加をささえるとの考え方により、国の目標を準用して設定しているところです。</p> <p style="text-align: right;">D</p>

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方
9	<p>(第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策 4 スポーツの安全・安心の確保とささえる環境づくり)</p> <p>スポーツの安全・安心の確保とささえる環境づくりに「目標」が設置されていないのは気になりました。</p>	<p>安全・安心といった内容については、数値などの目標設定がなじまないと考えております。安全・安心の確保などを図るため、施策を進めていくこととしており、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
		C
10	<p>(第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策 5 オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展)</p> <p>1998長野冬季五輪も、2020年東京五輪も、招致活動時の贈収賄疑惑と日本五輪委員会役員に因る贈収賄逮捕、競技施設の多額の建設費と維持費の負の遺産など、地域の健全な発展を阻害し、日本の醜い部分を曝け出すばかりなので、オリンピック・パラリンピック競技大会は終焉させ、競技種目別の大会を残すだけでよい。</p>	<p>当該方針は、東京・北京大会で高まった気運を一過性のものせず、スポーツ参画人口の拡大など、基本方針1から4を展開し、継承・発展させていくことを謳っています。</p>
		D

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等
—	その他の意見等（案とは関連性のない意見）